

公益社団法人長野県社会福祉士会会長声明文発信に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会長声明文発信に関することについて定める。

(定 義)

第2条 会長声明は、福祉関係者や県民に対して、本会の立場を公式に表明する文書とする。

(発 案)

第3条 会長声明の発案者は、本会の理事とする。

2 発案者は、本会会長に次の項目について発案することとする。

- (1) 発案した声明文（案）
- (2) 発案した声明文の背景（発案根拠）
- (3) 声明文の公表方法（公表媒体）
- (4) 回答指定期日
- (5) その他必要事項

(提 案)

第4条 本会正会員は、会長声明の提案をすることができる。

2 会長声明の提案は、賛同する理事を介して、第3条と同様に提案することとする。

(承 認)

第5条 声明文は、理事会の議決を得なければならない。

2 理事は、電子メール等を通じ、声明文の発信に対する賛否及び声明文の内容、声明文の公表方法等について示された期限内に電子メール等により意見を述べなければならない。

3 声明の議決は、理事の過半数の賛成をもって承認とする。可否同数の場合は会長の判断に委ねる。

(公 表)

第6条 声明文の公表は、声明文の公表方法に基づき、事務局が公表に関する作業を担う。

2 本会ホームページには、必ず掲載するものとする。

(声明文の記録)

第7条 発案された声明文は次の項目を記録し、保管しなければならない。

- (1) 発案した声明文の背景（発案根拠）
- (2) 発案した声明文（案）
- (3) 理事会の賛否結果
- (4) 公表される声明文

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。